

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成23年(2011年)9月21日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】遺産分割審判において,相続人甲の寄与分から,甲が持戻しを命じられた特別受益が甲の相続分を超過した部分を差し引くべきか争われ,寄与分と特別受益は,その本質が異なるとして差し引くべきではないとされた事例(平成22年5月20日東京高裁)

【2】日本野球機構及び12球団が私設応援団員に対してした入場券の販売拒否対象者の指定に対し,指定の無効確認請求及び同指定を違法として損害賠償請求がなされたが,いずれの請求も退けられた事例(平成23年2月17日名古屋高裁)

【3】市長選挙候補者が市税を滞納している旨の全国紙の県版の記事につき,取材記者が候補者の2度の電話取材を経たが,個人と法人の滞納税を明確に区別しない候補者からの回答により,個人として市税滞納があると誤信したのは相当の理由があるとして,新聞社の責任が阻却された事例(平成23年5月30日東京高裁)

【4】炭鉱におけるじん肺患者が国の安全対策に瑕疵があるとして求めた国家賠償請求をする場合,「加害者を知った時」とは当該労働者又はその相続人が被告に対して損害賠償請求が可能であることを現実に認識した時を意味すると解するのが相当とされた事例(平成22年3月26日札幌地裁)

【5】土地の買主(原告)は,売主の代理人弁護士(被告)が地中杭を残したまま土地を引き渡したため,撤去費用相当の損害を被り,また被告には売主に地中杭撤去を助言すべき義務があるにもかかわらずそれを怠ったとして損害賠償を求めたがいずれも棄却された事例(平成22年10月21日大阪地裁)

【6】Xが購入した商品の搬送を請け負ったY社が,その最後の搬入工程をB社に委託,B社の担当者がXの店舗を傷つけた場合,Yに使用者責任に基づく損害賠償を請求できるかが争われた。YはB社やその従業員に実質的な指揮監督を及ぼしていないとして請求を棄却(平成23年1月13日大阪地裁)

【7】原告Xらは冬期雇用安定奨励金を詐取したとして逮捕され,その後不起訴となったところ,YがXらは会社ぐるみで詐欺行為を行ったと報道したため名誉を毀損されたとして1100万円の損害賠償を請求した事案。名誉毀損をみとめ80万円の限度で認容(平成23年2月25日札幌地裁)

【8】ネットショップのドロップ SHIPPINGサービスの提供が,特定商取引法51条の業務提供誘因販売取引にあたり,同法58条1項にもとづくクーリングオフによる解除が認められた事例(平成23年3月23日大阪地裁)

【9】下校途中の被害女子中学生が普通乗合自動車に衝突されて死亡した事故につき遺族が損害賠償を求め,一緒に本件事故に遭った友人2名も損害賠償を求めたところ加害者らが過失相殺を主張した事案。過失相殺を否定,友人2名についても請求の一部を認容(平成23年3月30日宇都宮地裁)

【10】信楽高原鉄道列車事故に関し,JR西日本,第三セクター社,県,市の四者で締結した協定等に基づき求償請求した事案。責任割合を第三セクター社7割,JR西日本3割と認定,四者協定は損害担保契約ではないと判断してJR西日本の県及び市に対する請求を棄却(平成23年4月27日大阪地裁)

(商事法)

【11】信用金庫の会員らが信用金庫が行った株式会社3社に対する各融資に際して信用金庫の理事であった被告6名に対して善管注意義務ないし忠実義務違反があったとして損害賠償を求めた事案。当該融資の決裁を行った4名の理事に上記違反を認めた(平成23年3月4日宮崎地裁)

【12】X銀行(受託者)と都市銀行のY銀行(委託者)とはオンライン現金自動支払機を相互利用する業務提携につき委託契約を締結していたが,Yが解約を通告したためXがその無効を主張した事例。解約には正当な理由があるなどとしてX

の請求を棄却(平成23年7月28日東京地裁)

(知的財産)

【13】欧文字横書きからなる「elle et elles」の商標についての不使用取消審判請求不成立の審決の取消請求が棄却された事例。商品商標と役務商標について、その使用に当たる行為が重なることもあり得るとされた(平成21年11月26日知財高裁)

【14】日本音楽著作権協会(被控訴人)が動画投稿・共有サイトを運営する控訴人会社に対して複製または公衆送信の差止めを求め、同社と代表者には損害賠償を求めた事案。一審は差止め請求を認容し損害請求も一部認容したため控訴人会社及び代表者が控訴したが棄却(平成22年9月8日知財高裁)

【15】Xが出願した振動発生装置に係る発明につき審判請求が成り立たないとした審決の取消訴訟。出願人には最後の拒絶理由通知により指摘された補正についてもこれを是正する機会が与えられていたなどとしてXの請求を棄却(平成22年10月20日知財高裁)

【16】正当な者によって特許出願がされたとの事実をどの程度具体的に主張立証すべきかは、無効審判請求人のした冒認を疑わせる事実に関する主張や立証の内容及び程度に左右されるとして、冒認出願を理由として請求された特許無効審判が維持された事例(平成22年11月30日知財高裁)

【17】特許請求の範囲の記載全体の構文も含めた通常の文言の解釈、本件明細書の発明の詳細な説明の記載、及び出願経過等を総合すると、被控訴人が製造販売する食品は控訴人が有する特許発明の技術的範囲に属するとして原判決が取り消された事例(平成23年9月7日知財高裁)

【18】無効理由がないとして請求不成立の審判が確定後、同一理由により「特許無効審判により無効とされるべきものであるから、特許法104条の3第1項の規定により本件特許権を行使することはできない」とする被告の主張が認められなかった事例(平成23年8月26日東京地裁)

【19】原告日本放送協会は、海外居住者向けに日本国内でテレビ放送された番組を有料でインターネット配信する事業を営んでいた被告に対し、原告の著作隣接権等を侵害したとして提訴、原告の送信可能化権を侵害するものとして1257万2459円の損害額が認定された事例(平成23年9月5日東京地裁)

【20】「チャンネル」、「CHANEL倶楽部」などの営業表示を行っている性風俗店の経営者に対し、原告チャンネル社が、不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争に該当するとして損害賠償金の支払を求め、300万円の損害額が認定された事案(平成23年9月7日東京地裁)

(民事手続)

【21】私立大学が同大スキー部の出場停止処分等を下した学生スキー競技連盟を訴えた事案。自律的規範を有する団体内部の法律上の紛争は、それが一般市民法秩序と直接の関係性を有しない内部的問題の場合には団体内部の自治的、自律的な解決にゆだねるべきと判示(平成22年12月1日東京地裁)

【22】被告から委任を受けて委任事務を処理した弁護士である原告が、報酬請求権及び委任事務処理費用の償還請求権は民事再生法119条1号、2号又は49条4項により共益債権であるとして報酬金等の支払を求めたが、同法同号、同項の該当性について否定された(平成23年2月8日東京地裁)

(刑事法)

【23】売春防止法6条1項の周旋罪が成立するためには、売春が行われるように周旋行為がなされれば足り、遊客において周旋行為が介在している事実を認識していることを要しないと判示(平成23年8月24日最高裁)

【24】弁護士からの証拠開示命令請求(刑訴法316条の26第1項)を棄却する決定についての即時抗告の提起期間は、同決定の謄本が被告人本人へ送達された時ではなく、請求の主体である弁護士に送達された日から進行すると判示(平成23年8月31日最高裁)

【25】証人から被害状況等に関する具体的な供述が十分にされた後に、その供述を明確化するために被害再現写真を示して尋問することを許可した裁判所の措置が適法とされ、写真の調書添付についても当事者の同意を不要等とした事例(平成23年9月14日最高裁)

【26】株式上場詐欺事件において、会社の証券会社宛ての主幹事証券宣言書の写し、社内の株式上場に関する検討会の議事録等の提出を命じた原決定は、取調べの必要性が必ずしも高くなく、提出によって会社が受ける不利益は大きいから、合理的裁量を逸脱し違法と判断(平成22年10月29日東京高裁)

(公法)

【27】国の補助事業における入札談合で普通地方公共団体の被った損害の賠償を求めた住民訴訟で、判決の結果当該普通地方公共団体が回収した額を考慮する際には、現に回収された額とすべきで、国に返還される国庫補助金相当額を控除した額とすべきではないと判示(平成23年9月8日最高裁)

【28】 税務署長が、損害保険会社の再保険料を損金とする処理を否認して預け金に該当する部分があるとして為した更正処分等について、再保険契約は租税回避行為とはいえないとして、処分庁の処分の取消しが認められた事例(平成22年5月27日東京高裁)

【29】 東京都選挙管理委員会の委員長及びその他の委員に対し東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例に基づき月額をもって定められた報酬が支給されていることは勤務日数に応じて報酬を支給する旨を定めた地方自治法203条の2第2項の規定に違反しないと判示(平成23年2月9日東京高裁)

【30】 相続税の再更正処分及び相続税の更正処分に係る過少申告加算税賦課決定処分に対して土地評価が不適法としてその取り消しを求めたが棄却された事例(平成23年2月16日東京高裁)

【31】 税務署長が控訴人に対してなした株式会社Aの滞納国税及び滞納処分費についての第二次納税義務に係る納付通知書による告知処分の取り消しが認められなかった事案(平成23年2月22日東京高裁)

【32】 抗告人がした相手方に係るきゅう務員設置認定取消処分の効力を相手方の本訴提起と本件処分の効力の停止請求に基づき本案事件の第1審判決の言渡し後30日が経過するまで停止した原審の判断を不服とする控訴人の即時抗告の申し立てが棄却された事例(平成23年2月22日東京高裁)

【33】 貨物船と漁船の衝突事件について、海難審判所が原告に対して言い渡した業務を1ヶ月停止するとの判決を、重きに失し相当性を欠くとして取消した事例(平成23年2月23日東京高裁)

【34】 永住者の外国人Xは、生活保護申請の却下に対する審査請求につき、却下は処分性を欠くとする判決を得たので、その取消を求めた。生活保護申請の却下決定は行政処分性があり、その宛名人であるXには審査請求適格があり、却下した判決を違法とした(平成22年9月30日大分地裁)

(社会法)

【35】 有価証券報告書等に虚偽記載のある上場株式を取引所市場において取得した投資者が当該虚偽記載がなければこれを取得しなかった場合、算定すべき損害の額の立証は極めて困難であることから、その場合は民訴法248条により相当な損害額を認定すべきとした(平成23年9月13日最高裁)

(その他)

【36】 依頼者(Y1)から債務整理の委任を受けた弁護士法人(原告は代表者)が、Y1の同意のないまま和解等したとして、東京弁護士会に原告の懲戒請求が申立てられた。原告は、被告Y1が悪意により同請求を行った等として損害賠償を請求したが棄却された(平成23年3月25日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高決平成22年5月20日 判例タイムズ1351号 207頁

平成21年(ヲ)第617号 遺産分割審判等に対する抗告事件(変更・確定)

本件で、相続人甲は、遺産分割審判の申立て及び寄与分を定める処分審判の申立てを行い、遺産分割の対象となる遺産は合計52,016,000円、甲の寄与分は4割(20,806,400円)とされたが、同寄与分から、甲が持戻しを命じられた特別受益(価額合計1703万円)が同人の具体的相続分を超過した部分(超過した特別受益の部分)を差し引くべきか否かが争いとなった。本抗告審は、寄与分については、予め寄与分を控除した財産をみなし相続財産とし、これを基礎にして具体的相続分の比率を定めるものであり、寄与分が認められた相続人に特別受益があることによって同人の具体的相続分が零になったとき、同人の寄与分から更に超過した特別受益の部分を差し引くことは、既に裁判所により認定された寄与分の割合を重ねて修正するに等しく、民法903条、904条の2の各立法趣旨に照らし、寄与分と特別受益はその本質を異にすることが明らかである以上、改めて修正を施し直す理由は一般的にやや分かりにくく、なお重ねて控除しなければ著しく合理性を欠くという特別の事情が存在するというのであるならば、予めこれを勘案して寄与分の割合を定めることが相当であると、差し引くべきではないとした。

(2) 名古屋高判平成23年2月17日 判例時報2116号75頁

平成22年(ネ)第229号 応援妨害予防等請求控訴事件 一部変更,一部控訴棄却(上告・上告受理申立)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110308102934.pdf>

日本野球機構及び12球団が私設応援団員に対してした入場券の販売拒否対象者の指定が無効であるとして当該指定の無効確認請求及び同指定が違法であるとして被指定者の日本野球機構らに対する損害賠償請求が行われた事案において、原判決(名古屋地裁平成22年1月28日判決・判例時報2075号62頁)を一部変更して、無効確認請求にかかる訴えにつき、同指定が入場拒否方針の採用を事前に伝達したものに過ぎず直接的に法律効果の発生に向けられた行為ではなく、仮に無効を宣言しても契約締結義務が課せられるわけでもなく、確認の利益がないとして全て却下され、損害賠償請求につき、現実に観戦契約の締結を拒絶したのではなく、また販売拒否指定が不法行為を構成するということはできないとして棄却された事例。

(3) 東京高判平成23年5月30日 判例時報2117号6頁

平成23年(ネ)第378号 損害賠償,損害賠償等反訴請求控訴事件,一部変更,一部控訴棄却(上告受理申立)

1 全国紙の県版において報道された市長選挙候補者が市税を滞納している旨の記事につき、現に市税滞納があるという本件記事の記載は事実に基づかないという部分については違法性が阻却されないが、控訴人の個人と法人の滞納税を明確に区別しない回答により、控訴人個人に市税滞納の事実があると信じて、本件記事を執筆し、被控訴人は本件記事を掲載したと認められ、被控訴人が本件記事を信じたことについては相当な理由があるというべきであるから、本件記事を掲載したことについて被控訴人は責任が阻却される。

2 市長候補者が市税を滞納している旨の新聞記事を掲載されたことにつき、記者が取材することなく報道したもので妨害記事である旨のピラを日刊紙各紙に約1万3000部を折り込んで配布したこと等は、本件記事を書くについて控訴人に対する取材がなかったという部分、本件記事が選挙を控えた控訴人に対する妨害であるという部分については違法性は阻却されず、控訴人の被控訴人に対する名誉棄損の不法行為が認められる。

3 弁護士が受任事件に関して記者会見をするような場合には、かかる記者会見を行うか否か、その場における発言をどのようにするかなど、法律専門家である弁護士の職責に照らして、独自の判断に基づき適切に対応することが要請されるものである。この場合において、受任事件の依頼者は、一定の意向を示すのが通常であるが、弁護士としては、その職責上、依頼者の意向よりも、第一次的に弁護士としての判断と責任に基づいて対応すべきものである。したがって、依頼者としては、弁護士に対し意図的に虚偽の情報を提供する等して、弁護士の判断を誤らせた等の特段の事情がない限り、弁護士の行為について、不法行為責任(使用者責任を含む)を負うものではないと解すべきである。

(4) 札幌地判平成22年3月26日 判例時報2117号58頁

平成20年(ワ)第1119号 損害賠償請求事件,一部認容,一部棄却(確定)

炭鉱におけるじん肺患者が国の安全対策に瑕疵があるとして求めた国家賠償請求をする場合、「加害者を知った時」(民法724条前段)とは、当該労働者又はその相続人が被告に対して損害賠償請求が可能であることを現実に認識した時を意味すると解するのが相当である。

(5)大阪地判平成22年10月21日 判例タイムズ1350号205頁

平成21年(ワ)第13076号 損害賠償請求事件(請求棄却・確定)

土地の買主(原告)が、売主の代理人弁護士(被告)に対し、土地を更地にして引き渡すことを内容とする土地の売買契約に際し、売主には地中杭の撤去義務があり、被告は買主に損害を与えないように地中杭を除去する解体工事契約を締結すべき義務があったのにこれを怠り、原告に地中杭撤去費用相当の損害を与えたとして、不法行為に基づく損害賠償等の支払いを求めるとともに、被告には、売主に地中杭を撤去するよう助言すべき注意義務があったのにこれを怠ったとして、売主の被告に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権を代位行使して賠償金の支払いを求めた。

本判決は、売主が、土地売買契約によって原告に対し予め全ての地中杭を徹底的に撤去すべき義務を負っていたとは認められないとし、また、被告が依頼者である売主に対し、弁護士として地中杭を予め全て撤去する内容の建物解体契約を締結するように助言すべき注意義務があったとはいえないとして原告が主張する注意義務の存在も否定し、本請求をいずれも棄却した。

(6)大阪地判平成23年1月13日 判例時報2113号116頁

平成20年(ワ)第14799号 損害賠償請求事件 棄却(控訴)

大阪市内でワインバーを営業しているXが訴外A会社からワインセラーを購入した。YはYの世田谷支店で梱包済みのワインセラーを引き受け、自らの豊中支店まで搬送した上で、同支店からXの店舗への運搬作業をB会社に依頼したところ、B会社の担当者が搬入の際、Xの店舗の床面等を損傷した。そこでXは、Yに対し使用者責任に基づき損害賠償請求をした。

本判決は、YとB会社との間の業務委託契約にはYが委託業務の遂行に関してB会社に比較的強力な指導や指揮監督を及ぼしうる条項が設けられているものの、実際には条項は空文化しており、B会社はYから相応の独立性を保ったままYからの委託業務を処理しているものということができ、YがB会社やその従業員に対し実質的な指揮監督を及ぼしていたと評価することはできないとしてXの請求を棄却した。

(7)札幌地判平成23年2月25日 判例タイムズ1351号201頁

平成21年(ワ)第1061号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

本件で、飲食店業等を行うX1社の代表取締役X2は、平成20年10月25日、冬期雇用安定奨励金を詐取したという被疑事実で逮捕、勾留されたが、同年11月14日に不起訴処分となったところ、Yが、同年10月27日の報道番組においてX2が会社ぐるみの詐欺行為を行ったとする報道を行ったため、X1X2は、Yに対し、同報道により名誉を毀損されたとして損害賠償を請求した。本判決は、上記報道はX2が被疑事実により逮捕された旨の事実の摘示に止まらず、X2が雇用保険制度を悪用して不正受給を繰り返していたとの事実を摘示するものであり、X2の名誉を毀損するものであるとし、さらに、Yは上記摘示の事実が真実であると信じたとは主張しておらず、仮に真実と信じたとしても、その信じるについて相当な理由があるという根拠となるような事情を認めるべき証拠はない等とし、X2に対する名誉毀損の成立を認め、1100万円の損害賠償請求のうち80万円の限度で認容したが、X1については、社会的評価を低下させるような事実の摘示がなされていないとし、請求を棄却した。

(8)大阪地判平成23年3月23日 判例タイムズ1351号181頁

平成21年(ワ)第16489号 不当利得金返還請求事件(認容・確定)

本件は、いわゆるドロップ SHIPPING(ネットショップのオーナーは商品の在庫を持たず、ネットショップで注文が入った時点でメーカー等から商品を直送させるネットショップの運営方法)のサービスを提供している被告との間で契約を締結した原告らが、同サービスが特定商取引に関する法律第51条の業務提供誘因販売取引にあたり、同法58条1項に基づき同契約を解除(クーリングオフ)した等として、被告に対し既払金員の返還を求めた事案である。本判決は、被告はウェブサイトのデザインや取扱商品の選定、価格の設定に関与しており、宣伝や集客作業といった重要な作業も専ら被告が行っていること、原告らにはネットショップの運営主体としての自主性、自律性が殆どないこと、原告らが行う作業は単純作業であるのに対し被告の業務はネットショップの経営の根幹といえる重要な作業であること等から、ネットショップの運営主体は実質的には被告であり、原告らはその運営の一部の作業を被告の指示のもと被告に従事した立場で行っていたに過ぎないとし、本件各契約において原告らが従事する業務は被告が原告らに提供する業務であるので、業務提供誘因販売取引にあたり、クーリングオフによる解除を認め、原告らの請求を認容した。

(9)宇都宮地判平成23年3月30日 判例時報2115号83頁

平成21年(ワ)第825号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却 控訴(取下げ・確定))

下校途中の歩行者である被害女子中学生が,加害者運転の普通乗合自動車に衝突されて死亡した事故につき,被害者の両親が,加害者及びその使用者に対し,損害賠償を求めるとともに,被害者の祖父母,姉妹及び被害者と一緒に下校途中,本件事故に遭った友人2名が損害賠償を求めたところ,加害者らが過失相殺の可否を争った事案において,本件事故は加害者の前方不注視によって発生したものである一方,被害者らの当時の状況,服装等からすれば,被害者らに落ち度はないとして過失相殺を否定した上で,慰謝料につき,両親に各250万円,祖父母及び姉妹の計5名に各120万円を認めるとともに,本件友人2名についても,本件事故により受けた恐怖感や精神的衝撃は非常に大きいものであること,事故当時中学3年生であり,多感な時期に深い心の傷を負ったことが容易に窺われることなどを総合勘案し,各30万円を認めて請求を一部認容とした事例

(10)大阪地判平成23年4月27日 判例タイムズ1350号87頁

平成20年(ワ)第7450号 求償権等請求事件(一部認容・確定)

第三セクター社の営業路線内で,同路線に乗り入れていたJR西日本の列車が第三セクター社の列車と正面衝突して多数の死傷者が発生した事故(信楽高原鉄道列車事故)に関して,JR西日本が第三セクター社並びに同社に出資,支援をする県及び市に対し,事故の被害者らに支払った補償金等を,事故後に四者で締結した協定等に基づき求償請求した事案において,本判決は,事故当事者の責任割合を,第三セクター社を7割,JR西日本を3割と認定した。また,JR西日本が,県及び市は,事故後の協定等において,第三セクター社の支払不能によってJR西日本が負う損失を担保する旨の損失補償契約(損害担保契約)を締結したとして,県及び市に対し,損害担保請求をした点については,四者協定における文言,同文言の成立過程,当該協定後の県及び市の第三セクター社への支援等,JR西日本の対応状況等から,四者協定は損害担保契約ではないと判断して,JR西日本の県及び市に対する請求を棄却した。

【商事法】

(11)宮崎地判平成23年3月4日 判例時報2115号118頁

平成19年(ワ)第550号・平成20(ワ)第861号 会員代表訴訟,共同訴訟参加申立事件(一部認容,一部棄却 控訴)

信用金庫(被告補助参加人)の会員らが,信用金庫が行った株式会社3社に対する各融資に際して,信用金庫の理事であった被告6名に対して,善管注意義務ないし忠実義務違反があったとして信用金庫法39条の4(会社法847条3項)に基づき損害賠償を求めた事案。

融資の可否の判断においては,専門的な評価・判断を伴う経営判断事項として一定の裁量が認められていると判示した上で,一部の融資について,確実な保全が図られているわけではない状況下において,事業計画及び返済計画及び返済原資に関する合理的な情報収集・分析を行わず,回収可能性に重大な疑念が生じる点が存在することを認識し,又は,認識し得たにもかかわらず,漫然と融資を可とする決裁を行ったのであるから,その判断の前提となった事実の認識に看過し難い誤りがあり,その意思決定の内容が理事として著しく不合理なものであったとして,当該融資の決裁を行った常務会理事である5名の被告について,善管注意義務違反及び忠実義務違反を認め,別の融資についても,常務会理事の判断は,追加融資を打ち切る場合の損失と追加融資を行う場合のリスクの衡量判断に必要な相当な情報収集・分析・検討を怠り,回収不能となる具体的おそれのある融資を漫然と続けていたものであり,その判断の前提となった事実の認識に看過しがたい誤りがあり,信用金庫の理事として著しく不合理なものであったとして,当該融資を可とした経営判断は,常務会理事に認められた裁量の範囲を逸脱するものであるとして,当該融資の決裁を行った4名の理事に善管注意義務違反及び忠実義務違反を認めた。

(12)東京地判平成23年7月28日 金法1928号122頁

平成20年(ワ)第32415号 損害賠償等請求事件(請求棄却)

第二地方銀行協会に加盟するX銀行(受託者)と,都市銀行のY銀行(委託者)とは,他の都市銀行や第二地方銀行協会の加盟行と共にオンライン現金自動支払機の相互利用に関する基本合意等を締結し,相互に他行の保有する現金自動支払機(CD),現金自動預入払出兼用機(ATM)及び自動振込機による現金の払出し,残高照会,振込み及びこれらに附随する提携業務を行っていた。本件は,YがXに対して上記提携業務に係る委託契約を解約する旨の意思表示をしたことから,Xが,Yに対し,(1)基本合意等を離れて提携業務に係る委託契約のみを解約することはできないし,また,当該委託契約は継続的契約なので契約を継続しがたい重大な事由又はやむを得ない事由のない場合に限りしか解約できないため,Yによる上記解約は無効であるとして,Yの債務の履行請求としての電文の送信を,(2)Yによる電文送信の拒否行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律所定の「不当な取引拒絶」に当たることを理由とする同法24条に基づく差止め等を,(3)Yの債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求としての逸失利益等の支払いをそれぞれ求めた事案である。

本判決は、基本合意等によって直ちに提携業務を行うべき債権債務関係が発生するものではないし、また、提携業務に係る委託契約がMICS運営機構の加盟行間で締結された基本合意等を前提として締結されたものであるからといって、そのことによって直ちに当該委託契約を解約することが妨げられるものではなく、委託者が解除権自体を放棄したものと解されない事情もあり、委託者がこれを解約することが信義誠実の原則に違背するものでもないという事実関係のもとでは、契約を継続し難い重大な事由ややむを得ない事由がなくとも、委託者は契約を解約できるとした上、この解除に伴う業務の拒絶は、受託者によるゼロバンキング事業の開始が契機となったとしても、委託者が受託者を当該事業から撤退させ、ATM等役務提供市場から排除する目的を有していたということができず、受託者がゼロバンキング事業を開始した後、委託者の受託者に対する銀行間利用料の支払額が4倍以上に増大し、年間約6億円もの水準に達している、委託者が解約に至ったことには正当な理由があるなどの事実関係のもとでは、独占禁止法所定の「不当な取引拒絶」には当たらないとして、Xの請求をいずれも棄却した。

【知的財産】

(13)知財高判平成21年11月26日 判例タイムズ1351号235頁

平成21年(行ケ)第10203号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20091127100735.pdf>

本件で、Xは、欧文字横書きからなる「elle et elles」の商標(商標権者Y)について、不使用を理由とする登録の取消を求めたが、特許庁が、本件審判請求の登録前3年以内に日本国内において、同商標の指定商品に含まれる婦人用下着について、「エル・エ・エル/elle et elles」等の表示の下にチラシ等で広告をしているので、商標法2条3項8号に該当し、審判請求が成り立たないとする審決をしたため、同取消を求めた。Xは、上記表示は店舗名としてYの小売業務に使用されており、小売等役務商標制度が設けられた以上、指定商品について使用されていたとは言えない等と主張したが、本判決は、商品に係る商標が「業として商品を…譲渡する者」に与えられるとする商標法2条1項1号に改正はなく、「商品A」という指定商品に係る商標と「商品Aの小売」という指定役務に係る商標とは当該商品と役務とが類似することがあり(同法2条6項)、商標登録を受けることができない事由としても商品商標と役務商標とについて互いに審査が予定されていること(同法4条1項10号、11号、15号、19号等)からすると、その使用に当たる行為(同法2条3項)が重なることもあり得るとし、商標を小売等役務について使用した場合に、商品についての使用とは一切みなされないとはできない等として、請求を棄却した。

(14)知財高判平成22年9月8日 判例時報2115号102頁

平成21年(ネ)第10078号 著作権侵害差止等請求控訴事件 棄却(上告受理申立)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100909131245.pdf>

日本音楽著作権協会(被控訴人)が、動画投稿・共有サイトを運営する控訴人会社に対しては、著作権に基づいて、複製また公衆送信の差し止めを求め、控訴人会社及び代表者に対して損害賠償金の連帯支払を求めた事案。一審は差し止め請求を認容し、損害請求も一定の限度で認容したことから控訴人会社及び代表者が控訴した。

控訴人会社が提供する本件サービスにおいて、著作権を侵害する動画をサーバに投稿する行為を実際に行っているのはユーザであって、控訴人らではないが、控訴人会社が、本件サービスを提供し、それにより経済的利益を得るために、その支配管理する本件サイトにおいて、ユーザの複製行為を誘引し、実際に本件サーバに著作権(複製権)を侵害する動画が多数投稿されることを認識しながら、侵害防止措置を講じることなくこれを容認し、蔵置する行為は、ユーザによる複製行為を利用して、自ら複製行為を行ったと評価することができるとして、複製権の侵害主体であると認定し、控訴人会社に対して複製または公衆送信の差し止めを求める請求には理由があると判示し、控訴人会社と代表者に対する損害賠償請求とあわせて原判決は相当であるとして控訴を棄却した。

(15)知財高判平成22年10月20日 判例時報2113号128頁

平成22年(行ケ)第10051号 審決取消請求事件 棄却(確定)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110111093218.pdf>

本件は、Xが出願した振動発生装置に係る発明につき審判請求が成り立たないとした審決の取消訴訟であり、Xは取消事由として第二回補正は拒絶理由通知により補正要件の違反を指摘されているため本来であれば補正却下されることによって以降の補正の基礎となるものではないなどとして第四回補正の却下の誤りや第二回補正を審査の対象としたことの誤りなどを主張した。

本判決は最初の拒絶理由通知に対してされた特許請求の範囲等の補正が新規事項加入の禁止を満たしていないときは出願の拒絶理由となるのであって拒絶の理由を通知しなければならない場合にあたるが、決定をもって補正を却下しなければならない場合には当たらないから補正却下しなければならない理由はなく出願人には最後の拒絶理由通知により指摘された補正についてもこれを是正する機会が与えられていたなどとしてXの請求を棄却した。

(16)知財高判平成22年11月30日 判例時報2116号107頁

平成21年(行ケ)第10379号 審決取消請求事件 棄却(上告・上告受理申立)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101130164831.pdf>

特許法123条1項6号の冒認出願を理由として請求された特許無効審判において、「特許出願がその特許に係る発明の発明者自身又は発明者から特許を受ける権利を承継した者によりされたこと」の主張立証責任は特許権者自身が負担するが、特許権者が発明に関するすべての経過を個別的、具体的に主張立証しなければならないわけではなく、正当な者によって特許出願がされたとの事実をどの程度具体的に主張立証すべきかは、無効審判請求人のした冒認を疑わせる事実に関する主張や立証の内容及び程度に左右されるとし、特許権者の主張につき合理的な立証を尽くしたとは言えないとして、無効審決が維持された事例。

(17)知財高判平成23年9月7日 裁判所HP

平成23年(ネ)第10002号 特許権侵害差止等請求控訴事件(切り餅事件) 特許権 民事訴訟

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110908113622.pdf>

特許請求の範囲の記載全体の構文も含めた通常の文言の解釈、本件明細書の発明の詳細な説明の記載、及び出願経過等を総合すると、被控訴人が製造販売する食品は控訴人が有する特許発明の技術的範囲に属するとして、原判決が取り消された事案。

特許発明の構成要件B(「載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有する一若しくは複数の切り込み部又は溝部を設け」)について、(1)特許請求の範囲の記載によれば、「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載部分は、その直後の「この小片餅体の上側表面部の立直側面である」との記載部分とともに、「側周表面」を修飾しているものと理解するのが自然であり、(2)本件明細書の記載及び図面を考慮しても、「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載は、通常は、最も広い面を載置底面として焼き上げるのが一般的であるが、そのような態様で載置しない場合もあり得ることから、載置状態との関係を示すため、「側周表面」を、より明確にする趣旨で付加された記載と理解することができ、載置底面又は平坦上面に切り込み部等を設けることを排除する趣旨を読み取ることはできず、(3)本件特許の出願過程全体をみれば、原告は、撤回した補正に関連した意見陳述を除いて、切餅の上下面である載置底面及び平坦上面には切り込みがあってもなくてもよい旨を主張していた。したがって、構成要件Bにおける「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載は、「側周表面」であることを明確にするための記載であり、載置底面又は平坦上面に切り込み部又は溝部を設けることを除外するための記載ではない。

被告製品は、「上面及び下面に、切り込み部が上面及び下面の長辺部及び短辺部の全長にわたって上面及び下面のそれぞれほぼ中央部に十字状に設けられ」、「かつ、上面及び下面に挟まれた側周表面の長辺部に、同長辺部の上下方向をほぼ3等分する間隔で長辺部の全長にわたりほぼ並行に2つの切り込み部が設けられ」ていることが認められる。被告製品と本件発明を対比すると、被告製品における「上面及び下面に挟まれた側周表面の長辺部」は、本件発明の構成要件Bの「載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面」に、以下同様に、「同長辺部の上下方向をほぼ3等分する間隔で長辺部の全長にわたりほぼ並行に」は、「この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有する」に、「2つの切り込み部」は、「一若しくは複数の切り込み部又は溝部」に該当する。したがって、被告製品は、本件発明の構成要件Bを充足する。

(18)東京地判平成23年8月26日 裁判所HP

平成20年(ワ)第831号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110829161217.pdf>

「本件発明に係る特許には無効理由があり、特許無効審判により無効とされるべきものであるから、特許法104条の3第1項の規定により、本件特許権を行使することはできない」とする被告の主張が認められなかった事案。

被告は、本件発明は、本件出願前に頒布された刊行物に記載された発明と同一であって、本件発明に係る本件特許には特許法29条1項3号に違反する新規性欠如の無効理由(無効理由1)があり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから、同法104条の3第1項の規定により、原告は、本件特許権を行使することができない旨主張する。

しかしながら、被告が請求した本件無効審判請求において、本訴における無効理由1と同一の無効理由(平成20年4月8日付け無効理由通知に記載のもの)について理由がないと判断した上で、請求不成立の審決がされ、その後本審決は、別件知財高裁判決を経て確定し、その確定審決の登録がされたのであるから、本件発明に係る本件特許については、特許法167条により、無効理由1に基づいて特許無効審判を請求することはできず、ひいては特許無効審判により無効にされるべきものとはいえない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、被告主張の無効理由1は理由がない。

(19)東京地判平成23年9月5日 裁判所HP

平成22年(ワ)第7213号 著作権損害賠償請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110907161859.pdf>

日本国内において地上波テレビジョン放送等を行う放送事業者である原告日本放送協会が、「ジェーネットワークサービス」の名称で、海外居住者向けに、日本国内でテレビ放送された番組を有料でインターネット配信するサービスを提供する事業を営んでいた被告に対し、被告の提供する本件サービスは、地上波テレビ番組の放送に関して原告が有する著作隣接権等を侵害するものであると主張して、不法行為責任(民法709条、著作権法114条1項)に基づき損害金の支払を求めた事案。

本件サービスは、動画ファイル形式による記録及び配信システムにおいて、テレビ放送に係る音及び映像を、ケーブルテレビ配線を介して受信し、録画用サーバ機に動画ファイル形式により記録した上、上記動画ファイルデータを動画ファイル配信用サーバ機の記録媒体に複製又は移動させ、上記動画ファイルデータを、インターネット公開フォルダに指定されたフォルダに記録・蔵置することにより、インターネット回線を利用して当該動画ファイルにアクセスしてきた利用者に、当該動画ファイルをダウンロードすることを可能とするものであるから、上記動画ファイル形式による記録及び配信は自動公衆送信であり、上記動画ファイル配信用サーバ機は自動公衆送信装置に該当し、本件サービスは、上記のとおり自動公衆送信装置に該当する動画ファイル配信用サーバ機のインターネット公開フォルダに動画ファイルデータを記録させることで、利用者の求めに応じテレビ放送に係る音及び映像を自動的に送信できる状態を作り出しているのであるから、テレビ放送に係る音又は映像を送信可能化するものということができ(最高裁平成23年1月18日第三小法廷判決・裁判所時報2103号124頁参照)、本件サービスにおいて視聴可能なテレビ番組中に原告の地上波テレビ放送に係る放送番組が含まれていることからすれば、本件サービスが、原告が放送事業者としてその放送について有する送信可能化権を侵害するものであることは明らかである、として、著作権法114条2項による損害額(本件サービスにおける原告の著作隣接権侵害により被告が受けた利益額)1257万2459円を認定した。

(20)東京地判平成23年9月7日 裁判所HP

平成23年(ワ)第1432号 不正競争行為差止請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110908140721.pdf>

性風俗店を営業している被告がその営業する営業施設において使用する「シャネル」、「CHANEL」、「シャネル倶楽部」、「CHANEL倶楽部」及び「シャネルクラブ」の営業表示は、原告シャネル社の周知かつ著名な営業表示と同一又は類似し、被告の行為は不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争に該当するとして、同法4条に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案。

シャネル営業表示は、遅くとも被告が被告営業表示の使用を開始した昭和59年の時点で、日本においてシャネル社の営業であることを示す表示として著名なものとなっており、被告営業表示はシャネル営業表示に類似するものであるから、被告がその営業を示す表示として被告営業表示を使用する行為は、不正競争防止法2条1項2号所定の不正競争に該当し、被告がその営業を示す表示として被告営業表示を使用する行為は、シャネル営業表示の有する高級なイメージを希釈し、シャネル社の知的財産権を管理する原告の営業上の利益を侵害し、その信用を害したものと認められる、として、300万円の損害額を認定した。

【民事手続】

(21)東京地判平成22年12月1日 判例タイムズ1350号240頁

平成22年(ワ)第7705号 理事会決議無効確認等請求事件(訴え却下・確定)

原告(私立大学法人)が、被告(学生スキー競技連盟)からその会員である原告スキー部が受けた原告スキー部男子の全日本学生スキー選手権大会への出場を無期限停止する処分及び原告スキー部の卒業生を被告の役員等に推薦する権利を無期限停止する懲戒処分の各無効確認並びに原告スキー部男子が被告の開催する全日本学生スキー選手権大会において1部校としての資格を有することの確認を求めた。

本判決は、被告は、一般社会とは異なる特殊な部分社会を形成しており、自律的規範を有する団体の内部における法律上の紛争については、それが一般市民法秩序と直接の関係をもたない内部的問題にとどまる場合には、団体内部の自治的、自律的な解決にゆだねるのが相当であるから裁判所の司法審査は及ばず、本件各懲戒処分は、被告が団体の内部規律を維持するために定款に基づいて行った懲戒作用であり、被告団体内部の問題であって一般市民法秩序と直接の関係をもたないものではないから司法審査の対象とならないとし、各懲戒処分の各無効確認の訴えを却下した。

また、1部校としての資格を有することの確認請求の訴えについても、大会における1部校の資格は、同大会の参加資格が直ちに被告会員と被告との間の権利義務ないし法律関係にかかわるとは認められず、「法律上の争訟」に当

たらず不適法であるとし却下した。

(22) 東京地判平成23年2月8日 判例時報2115号63頁

平成21年(ワ)第9103号 報酬金請求事件(一部認容,一部棄却 控訴)

被告から委任を受けて代理人として委任事務を処理した弁護士である原告が,民事再生手続が開始し,再生計画認可の決定が確定した被告に対し,当該委任事務に係る準委任契約に基づき,報酬請求権及び委任事務処理費用の償還請求権は民事再生法119条1号,2号又は49条4項により共益債権であるとして,報酬金412万4700円及び費用償還請求金7万1360円並びにこれらに対する訴状送達の日翌日である平成21年4月5日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた。判決は,民事再生法119条1号・2号,49条4項の該当性について,次のように述べて否定した。

民事再生法119条1号に規定する請求権に該当するというためには,当該請求権が,再生手続遂行に伴う裁判上の手続に要する費用又はそれに直接関連して生ずる費用に関する請求権であることを要すると解されること,本件報酬請求権は,本件再生手続と別個の別件破産手続に関する弁護士報酬の請求権であり,本件費用償還請求権は,原告が被告から受任した事務の処理に要した費用に関する請求権であって,これに該当するものとは認められない。

別件破産手続によって被告が配当を受けるなど,本件受任事務の処理が本件再生手続の再生債権者の共同の利益に資する面があるとしても,そのことは,以上の判断を左右するものではない。

よって,これと異なる原告の主張は,採用することができない。

民事再生法119条2号について

原告は,別件破産手続から配当を受けることは本件再生手続開始後の被告の業務であるから,本件請求権は,民事再生法119条2号に規定する請求権に該当し,共益債権である旨主張する。しかしながら,同法119条2号に規定する請求権は,再生手続開始後の原因に基づいて発生するものに限られ,再生手続開始前の原因に基づいて発生する財産上の請求権はこれに含まれないと解される。

これを本件についてみると,本件報酬請求権は,本件再生手続の開始前の原因に基づくものであるから,民事再生法119条2号に規定する請求権に該当するものとは認められない。また,本件費用償還請求権のうち本件再生手続の開始前に発生したのも,同号に規定する請求権に該当するものとは認められない。

これに対し,本件費用償還請求権のうち本件再生手続の開始後に発生したのものについては,民事再生法119条2号に規定する請求権に該当するものと認めるのが相当である。

民事再生法49条4項について

被告は,本件委任契約は,再生手続開始時において,本質的・中核的な債務が履行済みであり,付随的債務のみが未履行であったのであるから,民事再生法49条1項にいわゆる双方未履行双務契約に該当しない旨主張する。

しかしながら,弁論の全趣旨によれば,本件委任契約は,本件受任事務の処理と報酬の支払が対価性を有する双務契約であり,本件受任事務は,Bに対する破産手続開始の申立てを行い,別件破産手続において配当を受けるまでに必要な一切の事務であったと認められる。そして,本件再生手続が開始された当時において,本件受任事務の履行が完了していなかったこと,報酬の支払がされていないことは前記前提事実記載のとおりであるから,これらが民事再生法49条1項にいわゆる双方の未履行債務になるということが出来る。

したがって,本件委任契約は,民事再生法49条1項にいわゆる双方未履行双務契約に該当する。

【刑事法】

(23) 最一決平成23年8月24日 最高裁HP

平成22年(あ)第1721号 売春防止法違反被告事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110826093107.pdf>

売春防止法6条1項の周旋罪が成立するためには,売春が行われるように周旋行為がなされれば足り,遊客において周旋行為が介在している事実を認識していることを要しない。

(補足・判断)

被告人は,出会い系サイトを利用して遊客を募る形態の派遣売春デートクラブを営み,女性従業員を遊客に引き合わせて売春をする女性として紹介したものであるが,出会い系サイトに書き込みをして遊客を募る際には売春をする女性自身を装うなどして遊客に対し被告人らの存在を隠していたため,遊客は,被告人らが介在して女性従業員を売春をする女性として紹介していた事実を認識していなかった。

弁護人は,そのような事実関係の下では,売春防止法6条1項の周旋罪は成立しないと主張したが,売春防止法6条1項の周旋罪が成立するためには,売春が行われるように周旋行為がなされれば足り,遊客において周旋行為が介在している事実を認識していることを要しないと解するのが相当であると判断した。

(24) 最三決平成23年8月31日 最高裁HP

平成23年(シ)第286号 証拠開示に関する裁定請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(棄却)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110902111703.pdf>

弁護人に対し証拠開示することを命じる旨求めた弁護人からの証拠開示命令請求(刑訴法316条の26第1項)を棄却する決定については、即時抗告の提起期間は、同決定の謄本が弁護人に送達された日から進行する。

(事案)

弁護人が、刑訴法316条の26第1項に基づき、裁判所に対し、検察官が弁護人に証拠開示することを命じる旨求めたところ、同証拠開示命令請求を棄却した原々決定の謄本が、被告人本人には平成23年6月25日に、主任弁護人には同月27日にそれぞれ送達され、同決定に対して弁護人から同月30日に即時抗告の申立てがされた。

原決定は、本件即時抗告の提起期間は被告人本人に原々決定謄本が送達された日から進行すると解し、同申立ては提起期間経過後のものであって不合法であるとして、棄却した。

(判断)

本件証拠開示に関する裁定請求において、請求の主体は弁護人であり、裁定請求が認められた場合に証拠開示を受ける相手として予定されているのも弁護人であったものであって、公判前整理手続における証拠開示制度の趣旨、内容にも照らすと、弁護人において証拠開示命令請求棄却決定を受けたものと解されるから、同決定に対する即時抗告の提起期間は、弁護人に同決定謄本が送達された日から進行するものと解するのが相当である。

したがって、本件即時抗告の申立ては、同法422条に定める即時抗告の提起期間内にされたものであって適法であり、これを不合法とした原決定には、同法358条、422条の解釈適用を誤った違法がある。(なお、原々決定の内容を実質的に判断して本件即時抗告は理由がないとも説示しており、その判断に誤りがあるとはいえないから、いまだ同法411条を準用すべきものとは認められない。)

(25) 最一決平成23年9月14日 最高裁HP

平成21年(あ)第1125号 強制わいせつ被告事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110920092706.pdf>

- 1 証人から被害状況等に関する具体的な供述が十分にされた後に、その供述を明確化するために被害再現写真を示して尋問することを許可した裁判所の措置が適法とされた事例
- 2 証人に示した写真を刑訴規則49条に基づいて証人尋問調書に添付する措置を決するに当たり、当事者の同意は必要ではないと判断した事例
- 3 証人に示された被害再現写真が独立した証拠として採用されていなかったとしても、証人がその写真の内容を実質的に引用しながら証言した場合、引用された限度において写真の内容は証言の一部となり、そのような証言全体を事実認定の用に供することができるかと判断した事例

(26) 東京高決平成22年10月29日 判例タイムズ1350号252頁

平成22年(ク)第550号、平成22年(ク)第551号、平成22年(ク)第552号 提出命令に対する抗告申立て事件(取消・確定)

譲渡制限が付された閉鎖会社の株式を、東京証券取引所の市場第一部に近々上場されることにより株主の地位を取得できるなどと装って販売した事実の有無等を争点とする詐欺罪の事案において、第三者の立場にある会社に対し、刑事訴訟法99条2項に基づき、営業上の秘密に当たる資料等である会社の証券会社宛ての主幹証券宣言書の写し、社内の株式上場に関する検討会の議事録等及び株式名義書換代理人設置決定等を行った際の取締役会議事録に関する部分の提出を命じた原決定は、それまでに実施された証拠調べを前提とすると、本件当時、会社に上場するための具体的な計画や準備があったことが明確化されることになるのかどうか疑わしいなど、争点との関連で取調べの必要性が必ずしも高いとはいえない一方、その提出を義務づけられることによって会社が受ける不利益は大きいといわざるを得ないから、合理的裁量を逸脱しており違法であると判断された。

【公法】

(27) 最一判平成23年9月8日 最高裁HP

平成21年(受)第1408号 弁護士報酬請求事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110908145147.pdf>

国の補助事業における入札談合によって普通地方公共団体の被った損害の賠償を求める地方自治法(平成14年法律第4号による改正前のもの)242条の2第1項4号の規定による住民訴訟において住民が勝訴した場合の弁護士報酬を定める同条7項にいう「相当と認められる額」の認定に当たり、判決の結果当該普通地方公共団体が回収した額を考慮する際には、その額は、現に回収された額とすべきであり、その回収に伴い国に返還されることとなる国庫補助金相当額を控除した額とすべきものではない。

(理由)

地方自治法(平成14年法律第4号による改正前のもの)242条の2第7項において、旧4号住民訴訟を提起した住民が勝訴した場合に上記「相当と認められる額」の支払を普通地方公共団体に請求することができることとされているのは、当該勝訴判決により当該普通地方公共団体が現に経済的利益を確保することになるという事情が考慮されたことによるものと解される。そして、当該普通地方公共団体は、当該勝訴判決で認められた損害賠償等の請求権を行使することにより本来その認容額の全額を回収し得る地位に立つのであり、他方、本件のような国庫補助金相当額の返還は上記請求権の行使とは別の財務会計行為によるものであるから、その返還に係る国庫補助金相当額が最終的には当該普通地方公共団体の利得とならないとしても、当該勝訴判決の結果現に回収された金員が、当該弁護士の訴訟活動によって当該普通地方公共団体が確保した経済的利益に当たるものというべきである。

(28)東京高判平成22年5月27日 判例時報2115号35頁

平成21年(行コ)第64号 法人税更正処分等取消請求控訴事件(棄却・確定)

損害保険会社である被控訴人が、100%海外子会社と締結した、日本国内の地震リスクによる損害を再保険の対象とする掛捨て型の再保険契約に基づいて支払った再保険料を、損金として確定申告を行ったところ、処分行政庁が、再保険料には預け金に該当する部分があるとして当該部分の損金算入を否認し、更正並びに重加算税及び過少申告加算税の賦課決定をしたことから、被控訴人がこれらの各処分の取消しを求めた事案。一審は再保険料が損金に当たるとして、被控訴人の請求を認容したため、国が控訴した。

法形式を濫用して、課税の公平の原則に反する場合、具体的否認規定がなくとも当事者の選択した契約が存在または無効と認定される場合には、当事者の選択した契約類型を租税回避行為として否認することは許されると判示しつつも、本件に関しては、再保険契約が租税回避行為とは認めず、再保険料は損金に算入されるとして、一審の判断を維持して、控訴を棄却した。

(29)東京高判平成23年2月9日 裁判所(総合)HP

平成22年(行コ)第339号 報酬支出差止請求控訴事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110909104016.pdf>

東京都選挙管理委員会の委員長及びその他の委員に対し、東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例に基づき、月額をもって定められた報酬が支給されていることは、委員会の委員を含む非常勤の職員に対して、原則として勤務日数に応じて報酬を支給する旨を定めた地方自治法203条の2第2項の規定に違反しない。

東京都の住民である控訴人が、東京都選挙管理委員会の委員長及びその他の委員(以下「本件各委員」という。)に対し、東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例(昭和22年東京都条例第53号。以下「本件報酬条例」という。)に基づき、月額をもって定められた報酬が支給されていることは、委員会の委員を含む非常勤の職員に対して、原則として勤務日数に応じて報酬を支給する旨を定めた地方自治法(以下「法」という。)203条の2第2項の規定に違反し、違法であるなどと主張して、報酬の支給に係る権限を有する被控訴人に対し、法242条の2第1項1号に基づき、各報酬の支給の差止めを求めた事案である。

選挙管理委員の月額支給の点については、当該職務の内容、性質、勤務態様及び地方公共団体の実情に照らし、本件各委員については、勤務日数や、勤務時間のみに応じて報酬を定める法203条の2第2項本文の日額報酬によることは必ずしも相当ではないとして、東京都議会が本件報酬条例を定めたことは、条例制定における裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものと認められない。

報酬の多寡(相当性)については、東京都特別職報酬等審議会が消費者物価(東京都区部)等を考慮した上で答申したところにより決定された特別職の報酬の額の改定率を参考にして定められており、改定率の相当性、ひいては報酬額の相当性については、審議会の諮問意見により、間接的ながら担保されているといえることができる。

そして、同じ非常勤である都議会議員の報酬と対比しても、本件各委員の報酬が不当に高額であると断ずることができない。

さらに、控訴人が違法性判断の基準とする国家公務員における非常勤委員等の報酬限度額との対比は、本件各委員の報酬の相当性を判断する上で、1つの有力な目安であることは否定できないものの、これが絶対的な判断基準としての意味を有するとか、何倍までが法により許容される範囲であるとは断じがたく、前示のとおり、本件各委員の勤務実態のほか、本件各委員の職務の内容や、東京都の規模(面積・人口・仕事量・財政規模)といった具体的実情を考慮要素として、どの程度の報酬額が適切であるかについても、原則として、都議会の判断に委ねられているものであると認められるから、単に、月額報酬を平均勤務日数で単純に除した報酬額と、上記国家公務員における非常勤委員等の報酬限度額との比較や、議員報酬との比較、他の道府県との報酬額の比較をもって、本件各委員の報酬額が著しく高額であるとか、本件報酬条例が、議会に与えられた裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用した違法があるということとはできない。

(30)東京高判平成23年2月16日 裁判所(総合)HP

平成22年(行コ)第302号 賦課決定処分取消請求控訴事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110908190652.pdf>

相続税の再更正処分及び相続税の更正処分に係る過少申告加算税賦課決定処分の取り消しを認めなかった事例。
(概要)

控訴人は、税務署長が控訴人に対してした、亡Aの相続に係る相続税の再更正処分のうち課税価格5億3278万3000円、納付すべき税額1億5695万0700円を超える部分(ただし、平成19年11月5日付け判決により一部取り消された後のもの)及び税務署長が控訴人に対して平成18年6月30日付けでした亡Aの相続に係る相続税の更正処分に係る過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成19年11月5日付け判決により一部取り消された後のもの)について、土地評価が不適法であるなどとして取り消しを求めた。

本件再更正処分の取消しを求める訴えの適法性について

控訴人は、本件更正処分等に対して本件異議申立てをし、処分行政庁は、これを棄却する本件異議決定をし、本件再更正処分等をし、控訴人は、本件異議決定に対する本件審査請求をしたが、国税不服審判所長は、本件審査請求の審理において本件再更正処分等をあわせ審理した。控訴人は、本件審査請求において、本件更正処分等だけではなく本件再更正処分等についても違法である旨主張し、国税不服審判所長は、本件更正処分、本件再更正処分及び本件賦課決定処分の各一部と本件再賦課決定処分の全部を取り消す旨の本件判決をした。

本件再更正処分は、増額更正処分であり、本件更正処分を吸収する関係にあるものであるから、控訴人において、本件更正処分を争いながら本件再更正処分については争わないことは考え難く、現に、控訴人は審査請求において本件再更正処分等の違法を主張している。これらの本件における事実関係の下においては、本件再更正処分については、実質的に不服申立手続が前置されているものと同視することができ、形式的にこれを経ていることについては通則法115法3号の正当な理由があるといえることができる。

本件各土地の評価の適法性

同土地を宅地として造成するためには、控訴人主張の工事が必要であるなどと主張するが、それらの工事の必要性及び費用額について、これを認めるべき客観的かつ的確な証拠はなく、評価通達の定める評価方法によって評価することが相当でないとする特段の事情があるとは認められない。したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

(31)東京高判平成23年2月22日 裁判所(総合)HP

平成22年(行コ)第312号 告知処分取消請求控訴事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110901114159.pdf>

税務署長が控訴人に対してした株式会社Aの滞納国税及び滞納処分費についての第二次納税義務に係る納付通知書による告知処分の取り消しが認められなかった事案

(概要)

控訴人が、株式会社Aから受けた本件事業譲渡に関し、処分行政庁から、Aの滞納国税(消費税及び地方消費税並びに延滞税)及び滞納処分費について、国税徴収法38条の規定により、控訴人において本件事業譲渡に際しAから控訴人に対して譲渡された本件財産を限度とする第二次納税義務を負うとして、納付通知書による告知処分(本件処分)を受けたことについて、本件処分の取消しを求めた事案である。

争点1 控訴人は、本件事業譲渡においてAから積極財産の額と同額の債務を承継しており、実質的な利得がないから、納税義務はない。

争点2 本件処分時において、控訴人が本件事業譲渡により取得した積極財産のうち実質的に残存しているのは846万9416円のみであり、控訴人は、その額の範囲で納税義務を負うべきである。

(判断)

争点1 国税徴収法38条の「譲受財産」とは、事業の譲渡がなければ納税義務を負う譲渡人の責任財産を構成し、その国税に係る滞納処分の引当てとなっていたもの、すなわち、譲渡人が当該事業の譲渡前に有していた積極的な資産価値を有し、担保権や差押え、換価等の対象となる個々の資産であって当該事業の譲渡により譲受人に移転したものの又はその総体を意味するものと解するのが相当である。

そして、国税徴収法においては多数の規定において「財産」の用語が用いられているところ、それらを通観すれば、「財産」は、特段の定義や注記、限定等がない限り、積極的な資産価値を有し、担保権や差押え、換価等の対象となる個々の資産あるいはその総体を意味するものと解されるのであって、仮に、国税徴収法38条の「譲受財産」、すなわち、譲受人が譲渡人からその事業の譲渡により譲り受けた「財産」が上記の「財産」とは別の意味を有するものであるとすれば、そのための定義や注記、限定等がされてしかるべきものと考えられるところ、そのような文辞は存しない。

また、同条は、第二次納税義務の範囲につき「譲受財産を限度」とする旨定めて譲受財産自体をもって限定し、その価額

や取得に要した費用等に言及していないのであるから、同条の「譲受財産」は、第二次納税義務の客観的範囲に関する限りその価額、価値等が考慮されないことを含意するものと解するのが相当である。

争点2 国税徴収法38条は、第二次納税義務の範囲につき「譲受財産を限度」とする旨定め、その価額ではなく譲受財産自体で限定しているほか、同条の「譲受財産」には取得財産(その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産(国税徴収法36条柱書))が含まれる一方、同法39条におけるような「現に存する限度」といった限定を付していないことに照らせば、同法38条の規定する第二次納税義務が本件処分時の残存価額を限度とするものであると解することはできない。

(32)東京高決平成23年2月22日 裁判所(総合)HP

平成23年(行ス)第1号 執行停止決定に対する抗告事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110901131521.pdf>

抗告人がした相手方に係るきゅう務員設置認定を取り消す処分の効力を、相手方の本訴提起と行政事件訴訟法25条2項本文に基づく本件処分の効力の停止請求に基づき本案事件の第1審判決の言渡し後30日が経過するまで停止した原審の判断を不服とする控訴人の即時抗告の申し立てを棄却した事案。

(補足・判断)

本件は、抗告人が平成22年8月25日付けで相手方に係るきゅう務員設置認定を取り消す処分(以下「本件処分」という。)をしたため、相手方が、本件処分の取消しを求める訴え(きゅう務員設置認定取消処分取消請求事件(以下「本案事件」という。))を提起した上、本件処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある旨主張して、行政事件訴訟法25条2項本文に基づき、本件処分の効力の停止を求める事案である。

原審は、本件処分の効力を、原決定の効力発生時から本案事件の第1審判決の言渡し後30日が経過するまで停止し、相手方のその余の申立てを却下したところ、本件処分の効力を停止したことを不服とする抗告人が即時抗告を申し立てた。

抗告人は、競馬の社会は、一般社会から隔絶され、私的な権力関係や独自の規範、秩序が形成されやすく、馬主からの謝礼により多額の金額が交付される社会であり、そのような社会において、私的な秩序意識等を排除し、外部社会・世間一般にも通用するような意識を醸成、維持し、外部社会からの指弾を受け、競馬の公正かつ安全円滑な実施が致命的に阻害されてしまうことを避けるため、厳正な措置を講じていかなければならないとも主張するが、競馬の社会の特殊性を考慮しても、原審の判断を左右するには足りない。

(33)東京高判平成23年2月23日 裁判所(総合)HP

平成21年(行ケ)第10号 裁決取消請求事件(取消)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110909133833.pdf>

貨物船と漁船の衝突事件について、海難審判所が、原告に対して言い渡した業務を1ヶ月停止するとの裁決を取り消した事案。

(概要)

本件は、海技士である原告が、海難審判所が貨物船A漁船Bの衝突事件について原告に対して言い渡した原告の三級海技士(航海)の業務を1箇月停止するとの裁決(以下「本件裁決」という。)が誤った根拠に基づいてされたものであるとして、その取消しを求めた事案である。

Aは、総トン数4,428トン、全長120mで、自動車輸送に従事する鋼製の船首船橋型貨物船であり、乗組員はG船長及び原告外9名で、Bは、総トン数4.9トン、長さ11.10mで、船体中央部に操舵室を設けた底びき網漁業に従事するFRP製漁船であり、小型船舶操縦免許を有するHが1人で乗船していた。衝突の結果Aは、船首部等に擦過傷を生じた程度であったが、Bは、転覆し、Hは溺死した。

海難審判所は、衝突までの事実経過を認定した上、航法の適用につき、両船は互いに進路を横切るも衝突のおそれがないから、海上予防法(以下「予防法」という。)15条の横切り船の航法は適用されず、両船が無難に航過し終えるまでその針路及び速度を保持して進行することにより、新たな衝突のおそれを生じさせないよう注意することが船員の常務であるから、本件は、予防法38条及び39条の船員の常務によって律するのが相当であるとし、原告につき、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用し、三級海技士(航海)の業務を1箇月停止する旨の裁決(本件裁決)を言い渡した。

(判断(本件事故発生の実事経過について詳細な検討を加えた上での判断))

予防法15条の「横切り船」の航法が適用されるためには、「二隻の動力船が互いに針路を横切る場合において、衝突のおそれがあるとき」に該当することを要するところ、本件において判断した両船の相対的位置関係からすると、この要件に該当すると評価すべきものと解される。したがって、本件事故については、予防法15条の規定する「横切り船」の航法を適用するのが相当である。

本件裁決は、AとBとの位置関係について、予防法15条の横切り船航法の適用を否定し、予防法38条及び39条の船

員の常務により律するとして、原告に対し、三等海技士(航海)の業務を1箇月停止するとの懲戒処分とした。これは、Bの発進地点と速力、衝突時刻、Aの速力など重要な事実の認定を誤り、その前提のもとに、両船が互いに針路を横切ることになるものの、1分間に2度以上の方位変化があるから衝突のおそれがないと判断したものであり、適用航法を誤ったものというほかない。

したがって、本件事故前の両船の位置関係からすると横切り船航法の適用があるというべきである。

本来適用されるべきである予防法15条の横切り船の航法の規範を適用すれば、本件事故発生の主たる原因は、Hが見張り不十分のまま、Bの針路をAの針路を横切ることとなる箇所に向けて発進させ、その後、衝突約1分前に至るまで何らの避航措置をも講じなかった過失にあると評価することが相当である。さらに、結果的に衝突を避けることができなかつたものの、衝突1分前ころ、原告を発見した後、探照灯を照射し、汽笛を吹鳴する等の警告措置を講じていることも斟酌すべきである。そうすると、原告は、その職務上の過失が、結果的に本件事故発生の一因となっているが、Hの過失が本件事故発生の主因であること及びその過失の大きさととの比較において、原告の処分を考えた場合には、原告の三級海技士(航海)の業務を1箇月停止するとの懲戒は、重きに失し相当性を欠くものというべきである。

(34)大分地判平成22年9月30日 判例時報2113号100頁

平成21年(行ウ)第8号 生活保護申請却下処分に係る審査請求に対する裁決取消請求事件 一部判決、認容(確定)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101220102402.pdf>

本件は、日本国永住者の在留資格を有する外国人Xが生活保護申請却下決定に対して県知事に審査請求を行ったところ、県知事から外国人であるXに対する却下決定は行政不服審査法上の処分に該当しないとして、これを却下する旨の裁決を受けたために、Xが裁決の取消を求めたものである。

本判決は、生活保護の申請は生活保護法上の生活保護を求めるものであり、それに対する却下決定は生活保護法24条に基づき、同法上の保護を否定するものにほかならないとして処分性を肯定し、処分性が肯定される以上その名宛人であるXには行政不服審査法上の審査請求適格があるとして、却下した本件裁決は違法であるとして取り消した。

【社会法】

(35)最三判平成23年9月13日 最高裁HP

平成21年(受)第1177号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻し・一部破棄自判)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110913172344.pdf>

平成22年(受)第1485号 損害賠償請求事件(破棄差戻し)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110913175050.pdf>

1 有価証券報告書等に虚偽記載のある上場株式を取引所市場において取得した投資者が当該虚偽記載がなければこれを取得しなかつた場合、上記投資者に生じた当該虚偽記載と相当因果関係のある損害の額は、処分株式についてはその取得価額と処分価額との差額から、保有株式についてはその取得価額と事実審の口頭弁論終結時の同株式の評価額との差額から、虚偽記載の公表前の経済情勢、市場動向、株式発行会社Y1の業績等本件虚偽記載とは無関係な要因による下落を控除して、これを算定すべきである。以上のようにして算定すべき損害の額の立証は極めて困難であることが予想されるが、そのような場合には民法248条により相当な損害額を認定すべきである。

(理由)

一般投資家である上記投資者は、当該虚偽記載がなければ上記株式を取得することはなかつたとしても、取得した株式の市場価額が経済情勢、市場動向、当該会社の業績等当該虚偽記載とは無関係な要因に基づき変動することは当然想定した上で、これを投資の対象として取得し、かつ、上記要因に関しては開示された情報に基づきこれを処分するか保有し続けるかを自ら判断することができる状態にあったといえることができる。このことからすると、上記投資者が自らの判断でその保有を継続していた間に生ずる上記要因に基づく市場価額の変動のリスクは、上記投資者が自ら負うべきであり、上記要因で市場価額が下落したことにより損失を被つたとしても、その損失は投資者の負担に帰せしめるのが相当である。

2 虚偽記載の公表後のいわゆるろばい売りによる上場株式の市場価額の下落による損害は有価証券報告書等に虚偽の記載がされ、それが判明することによって通常生ずることが予想される事態であつて、これを当該虚偽記載とは無関係な要因に基づく市場価額の変動であるといふことはできず、当該虚偽記載と相当因果関係のない損害として上記差額から控除することはできない。

【その他】

(36)東京地判平成23年3月25日 判例時報2115号57頁

平成21年(ワ)第15005号 損害賠償請求事件(請求棄却 確定)

東京弁護士会所属の弁護士である原告が代表を務める弁護士法人において、被告Y1から債務整理の委任を受け、所属司法書士Aが担当したところ、被告Y1がAが、Y1の同意を得ないまま和解したり、和解状況を報告しなかった等について、代表弁護士である原告に対し、東京弁護士会に対して原告の懲戒請求を行ったことにつき、原告が、被告Y1は懲戒事由がないことを知りながら懲戒請求を行ったものであるとし、また、本件懲戒請求は、弁護士である被告Y2が、被告Y1を扇動し、または被告Y1の説明に対する調査義務を怠ったことによってされたものであるとして、被告らに対し、共同不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案について、十分な法律知識を有しない被告Y1が、被告Y2の説明を聞き、上記弁護士法人の和解の方法に問題があると考えて代表弁護士である原告に対して行った本件懲戒請求は、およそ事実上又は法律上の根拠を欠くにもかかわらずあえて行ったものとは認められないし、被告Y2には原告主張の調査義務の懈怠があったとは認められない等判断して、原告の請求を棄却した事例

【紹介済み判例】

東京高判平成21年10月20日 判例タイムズ1351号249頁

平成21年(ウ)第1334号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(控訴棄却・確定)

法務速報110号27番で紹介済み

東京高判平成22年7月15日 判例タイムズ1350号181頁

平成21年(行コ)第372号 通知処分取消請求控訴事件(取消,自判・確定)

法務速報118号23番で紹介済み

知財高判平成22年11月16日 判例時報2113号135頁

平成22年(行ケ)第10169号 審決取消請求事件 認容(確定)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101117115242.pdf>

法務速報124号7番で紹介済み

東京高判平成22年11月24日 判例タイムズ1351号217頁

平成22年(ネ)第2239号,平成22年(ネ)第4357号 再生債権査定異議控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却,一部変更・上告,上告受理申立)

法務速報119号6番で紹介済み

東京地判平成22年11月29日 判例タイムズ1350号212頁

平成22年(ワ)第35842号 独立当事者参加事件(認容・確定)

法務速報120号17番で紹介済み

福岡高裁宮崎支部判平成22年12月22日 判例タイムズ1351号192頁

平成21年(ネ)第186号,平成22年(ネ)第62号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(取消,自判・確定)

法務速報120号8番で紹介済み

東京高判平成22年12月24日 判例タイムズ1351号162頁

平成21年(ネ)第2520号 土地建物所有権確認等請求控訴事件(控訴棄却・上告,上告受理申立)

法務速報120号9番で紹介済み

知財高判平成23年3月3日 判例時報2116号118頁

平成22年(行ケ)第10338号 審決取消請求事件 棄却(確定)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110304110715.pdf>

法務速報119号13番で紹介済み

最二判平成23年3月18日 判例時報2115号55頁

平成21年(受)第332号 離婚等請求本訴,同反訴事件 一部破棄自判,一部上告却下,一部上告棄却

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110318112525.pdf>
法務速報119号3番で紹介済み

最三判平成23年3月22日 判例タイムズ1350号172頁
平成22年(受)第1238号,平成22年(オ)第1187号 過払金返還等請求,民訴法260条2項の申立て事件(一部破棄差戻,一部上告却下)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110322113350.pdf>
法務速報120号1番で紹介済み

最三判平成23年4月12日 判例タイムズ1350号165頁
平成21年(行ヒ)第473号 不当労働行為救済命令取消請求事件(破棄自判)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110419094943.pdf>
法務速報120号37番で紹介済み

最二判平成23年4月22日 判例時報2116号53頁
平成20年(受)第1940号 損害賠償請求事件 破棄自判
法務速報121号3番で紹介済み

最二判平成23年4月22日 判例時報2116号61頁
平成21年(受)第131号 損害賠償請求事件 一部破棄差戻,一部控訴棄却
法務速報121号2番で紹介済み

最二判平成23年4月22日 金法1928号106頁
平成20年(受)第1940号 損害賠償請求事件(破棄自判)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110422154455.pdf>
法務速報121号3番で紹介済み

最二判平成23年4月22日 金法1928号114頁
平成21年(受)第131号 損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110422152042.pdf>
法務速報121号2番で紹介済み

最一判平成23年4月26日 判例時報2115号32頁
平成21年(行ヒ)第326号 審決取消請求事件(上告棄却)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110428152756.pdf>
法務速報121号23番で紹介済み

最三判平成23年4月26日 判例時報2117号3頁
平成21年(受)第733号 損害賠償請求事件,破棄自判
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110426113650.pdf>
法務速報121号4番で紹介済み

最一判平成23年4月28日 判例時報2115号50頁
平成21年(受)第2057号 損害賠償請求事件〔東京女子医大事故報道訴訟・上告審〕上告棄却
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110613093452.pdf>
法務速報121号5番で紹介済み

2. 平成23年(2011年)9月21日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 177 27

運輸事業の振興の助成に関する法律

・・・軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業者を構成員とする一般社団法人及び同事業を行う地方公共団体に対し,運輸事業振興助成交付金を交付すること等を定めた法律

・衆法 177 28

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

・・・東日本大震災による被害を受けた合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する特定経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長することを定めた法律

・衆法 177 29

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

・・・東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の放射性物質への対処に関する国や原子力事業者等の責務,講ずべき措置等について定めた法律

・衆法 177 30

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

・・・石綿による健康被害につき,特別遺族弔慰金等・特別遺族給付金の請求期限を延長し,特別遺族給付金の支給対象を拡大することを定めた法律

・参法 177 19

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

・・・災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金・災害障害見舞金・被災者生活再建支援金についての差押えを禁止すること等を定めた法律

・参法 177 20

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

・・・東日本大震災関連義援金について,差押えを禁止すること等を定めた法律

・閣法 177 1

平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

・・・平成23年度における公債の発行の特例として,財政法4条1項但書の規定により発行する公債のほか,予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行できること等を定めた法律

・閣法 177 49

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・都道府県の権限の市町村への移譲,地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正すること等を定めた法律

・閣法 177 51

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

・・・電気事業者に対し,一定の調達期間を超えない範囲内の期間に一定の調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する契約を締結する義務を課すこと等を定めた法律

・閣法 177 90

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

・・・平成23年度の子どもの手当につき,支給要件や支給金額などの必要な事項について定めた法律

3.9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

梶村太市/徳田和幸編著 本間靖規/高田昌宏/若林昌子/松倉耕作/大橋眞弓著 有斐閣 308頁 2,625円
家事事件手続法裁判例集

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会編 ぎょうせい 316頁 3,300円
弁護士専門研修講座 不動産法の知識と実務

加賀山茂著 日本評論社 574頁 3,990円
債権担保法講義

司法研修所編 法曹会 153頁 1,500円
新問題研究 要件事実

梶谷篤/萩原大輔編著 新日本法規 349頁 3,885円
Q&A会社清算の実務と書式 法務・労務・税務等・・・

中村直人著 商事法務 169頁 2,100円
判例に見る会社法の内部統制の水準

4.9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

辻雄一郎著 日本評論社 295頁 4,200円
情報化社会の表現の自由 電脳世界への憲法学の視座

日本弁護士連合会編 日本加除出版 441頁 4,500円
原発事故・損害賠償マニュアル

大阪刑事実務研究会編著 判例タイムズ社 388頁 4,200円
量刑実務大系 第1巻 量刑総論

五島幸雄著 成文堂 238頁 2,730円
実務に即した刑法各論

三木祥史編著 新日本法規 456頁 4,305円
最新 告訴状・告発状モデル文例集・・・

文化庁編著 著作権情報センター 390頁 2,300円
著作権法入門 2011-2012

5. 発刊書籍の解説

- ・ Q&A会社清算の実務と書式 法務・労務・税務等

清算手続きの概要,会社清算の法務,会社清算の労務,会社清算の会計,会社清算の税務が書かれている。
文例や書式が多数掲載されており,また実務に役立つコラムも掲載されている。

- ・ 最新 告訴状・告発状モデル文例集

基礎知識が解説されている実務Q&Aとモデル文例が掲載されている文例編の2部構成となっている。

「企業経営」「金融商品取引」「知的財産権」「脱税」「倒産」「消費者被害」「家族・風俗」「環境」「薬物」「選挙」等の類型に分けて掲載されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。